



画像石墓の一・二について：画像石再利用の六朝墓

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-09-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉本, 憲司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00010056

画像石墓の一・二について

— 画像石再利用の六朝墓 —

杉 本 憲 司

はじめに

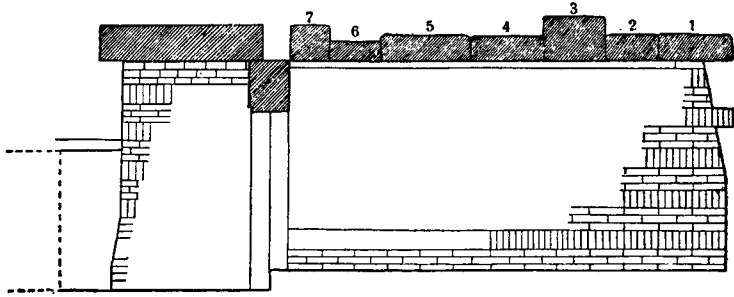
六朝時代の墓室装飾として、画像磚を使用したものには、江蘇省南京市西善橋で一九六〇年に発見された東晋墓の「竹林七賢と榮啓期」の図はつとに有名である。^①この外、江蘇省丹陽県胡橋で発見された「羽人戲龍図」、「飛天図」などの画像磚もみられるが、いわゆる画像石を墓室内壁にかざるものはごく少なく、これから述べる三例がそれにあたる。

しかもこれらの画像石墓を漢代のそれと比較すると、その画像石の墓室内における位置がことなり、正常な位置におかれていないように思われる。それで、報告者もすでにこれらの墓のうち、河南省南陽市の二例については、漢代画像石の再利用ではないかと注意しているが、山東省蒼山県城前村で発見されたものについては、報告者は六朝時代画像石墓の再利用とし、これには疑問があり、すでにその点については簡単に述べたことがあるが、今回は三例をもう一度再検討して、城前村の墓も漢代画像石の再利用であることを論じ、そのことが行われた背景についても調べてみたい。

資料とその解釈

この小論でとりあげる問題に関しての資料を、次に紹介しておこう。

1、河南省南陽市東関外、南陽県商業局々地内晋墓〔宛東M1号墓〕（第1図）



第1図 宛東M1号墓縦断面（『考古』1963年1期より）

局地内裏庭で一九六二年三月初、井戸を掘った時に墓を発見した。墓室天井石までは現地表より二・一米あり、墓壇のまわりは旧耕土があり、漢代の瓦礫などがみられ、漢代文化層をうちやぶって墓壇がつくられたことがしられる。墓室は南向き（一五五度）につくられた磚石併用墓で、墓道は未発掘であるが、これに続く甬道（長さ一・三六米、幅一・六米、高一・七四米）と墓室が発掘調査された。甬道と墓室の間には墓門があり、これは両側に石柱をたてその上に門楣石をのせ、その下には石製門扉が二板たてられている。これら石柱、門楣石、石門は画像が浮き彫りされた画像石である。墓室は長方形（長三・一米、幅一・四米、高一・六米）で、奥壁上部に壁龕がみられる。底面と壁面は小形磚を使用しているが、天井には画像石七箇が横に並べられている。墓室内には頭を入口の方にむけて二遺体が仰身で葬られているが、木棺などの葬具はすべて朽ちている。副葬品は棺内の銅簪一と五銖錢二五枚（後漢のもの二〇枚、剪輪五銖五枚）と、棺外頭部に並べられた四耳青磁壺（二形式）二、青磁碗五、四耳青磁罐（二形式）二と陶鉢三がある。

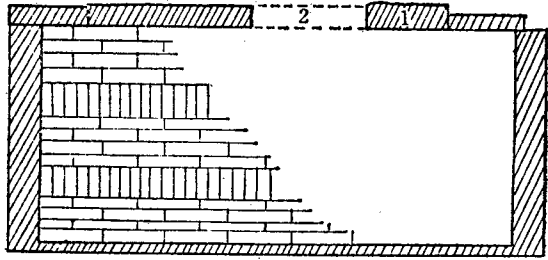
画像石はすべてで一二個あり、まず墓門からみていくと、石柱は二本ともほぼ大きさが同じで、ともに戟を持った門吏の姿がえがかれている。門楣石は両面に画があり、正面に四神が、背面には青龍がみられる。石門の両扉の外面には、上部に大きな口をあけ首を上げた虎が、下部には鋪首の銜環があり、内面には頭に高くまげをゆつて目をいからし、大きな歯をむきだし、手足をむきだしにした武士がえがかれ、左の武士は鉞を、右の武士は短刀を持っていて。これら門にある画像はすべて墓室内に悪鬼がはいることをおそれてえがかれた墓門守の姿であり、これは墓室装飾として常時みられるものである。

天井石は七枚からなっているが、この七枚とも画像石で、奥壁に近い方から順にみていくと次のようなものである。1、画像全体がいたんでいて全貌は不明であるが、部分的にのこっているものからみて星宿図のようである。2、上に幔幕ありその下中央には建鼓が

たてられ、この左右に一人づつ楽人がいて舞ふがごとくして鼓をうつ状をしている。右の楽人の後方に少し小さくあらわされた楽人一人がみられるが、その楽器は不明である。3、画面中央に線があり、その両側に星宿と雲氣の文様がある。4、画面は二つに分れ、右には陰刻で月がぎざまれ、月の外に一羽の大鳥が浮き彫りにされ、月の中にはまた陰刻で一匹のひきがえるがぎざまれている。左には星宿と雲氣があり、その星宿の間には兎が一羽いる。5、画面は上下両面に分れ、上には朱雀の尾が、下には青龍の前半身と、その前に星宿とが浮きほりされている。6、上部に帷幔をはり、その下右の方に一人があぐらをかいて坐し、その右にはなにか台の上にのった器物がある。左には二人の戟を持って侍立するものと、二人の笏をとりて腰をかがめるものがみられる。7、冠をかぶり、長衣を着た一人の侍吏が手に長い柄の簪ほらを持ってたつ姿がある。

以上が画像の概略の説明である。それでは、この墓の年代はいつ頃にあてべきであろうか。年代を定めるためには墓の形式、副葬遺物、画像石などを手がかりにして考えることができるが、先づ第一に副葬品の年代がもっとも大きな手がかりを与えてくれる。この墓の副葬品でもっとも特長のあるのは四耳磁壺、四耳磁罐で、これらは晋墓中から多く出土するものである。五銖銭が出土しているが、報告では図がないので報告者の言葉を信用するしかない。それによると後漢時代のものが二十枚と剪輪五銖が五枚あるとされ、この剪輪五銖は漢代のものでなく晋代のものでされている。画像石はその画題、造型技術の面からみて、南陽の漢代画像石とかわるところがない。たとえば石門右側の外面にある虎と鋪首の画は南陽草店村の漢墓のものとはほぼ同じものである。その他の墓門守、四神などの画像も、いままで漢代南陽の画像石といわれているものとほとんどかわらない。

次に墓の形式とその墓の中における画像石の位置である。平面が甬道と一墓室からなる形式は呉・兩晋にかけて長江流域に多くみられるものであり、その時代が後漢時代にさかのぼり得ないと思う。南陽の漢墓で墓門に画像石を有する形式は、普通、墓門内に横長の前室があり、その横に墓室ないしは棺室がつくられてある。画像石の位置についてみると、墓門にある画題は漢代のそれと同じで墓門守の姿である。ところが、天井に利用された画像石は、もともとの位置におかれた画題とは無関係で、本来は天井部におくべきでないものが多くみられる。普通、天井部にみられる画像は太陽・月・星宿、雲氣の文様である。その点からみると墓頂石1、3、4だけがそれにあたるが、これも天井部の画像として意識しておかれたものでない。他の画像石は門柱、門楣石などにみられるもので天井部にあるのが不自然なものである。報告者がのべているよう



第2図 南陽許阿瞿墓誌墓縦断面図
 (『文物』1974年8期より)

に、これは漢代の画像石を晋代の人が墓の構造の一部として再利用したもので、その際に墓門をつくる時には前時代の墓門にあった画像石を再利用しているが、天井部は無造作に画像石を天井石として再利用したに過ぎないものである。

2、河南省南陽市東郊、李相公莊村許阿瞿墓誌墓(第2図)

一九七三年三月、南陽市東郊、約五百米の李相公莊村の北で整地中、この墓を発見した。墓は現地表面下三五層のところにあり、平面は三五度方向につくられた長方形墓室(二・三米×〇・八五米)で、四壁と墓底は小型磚を使用しているが天井部だけは石材を使用している。この天井石の中に画像石が三箇みられるのである。墓室内には土が多量にはってあり、葬具や遺骸はわからない。副葬品には泥質灰陶の鉢一、罐三、銅製筭二、銅製鐃一、五銖錢一、定平一百錢一があった。副葬明器の鉢・罐は時期がはっきりしないが、定平一百錢は議論のあるところではあるが、三国時代のもつとされ、洛陽市澗河西区で発見された永寧二(三〇二)年の墓誌(晋尚書郎北地傳宣故命婦孫世蘭の女)が出土した墓(二二号墓)から出土しているところからみて、ほぼこの時代のもつと考えてよい。

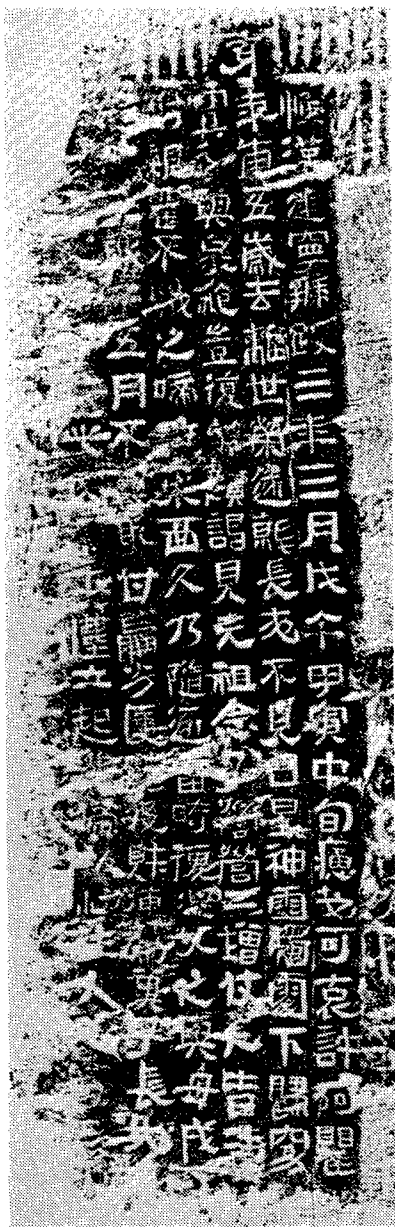
次にこの墓の画像石をみてみたい。これは三石あり、その一つは門扉の破片で、鋪首の一部がみられるだけである。一つは笏を持って立つ門吏をあらわしたもので、門柱にみられる画像と同じである。最後の一つは横長の画像石(長一一二釐、幅七〇釐、厚一一釐)で左端に銘文が六行にわたり刻せられる。画像は上下二段で、上段は幃幕のもとに、左に榻上に坐した総角の子供があり、その前には一案があり、案上に耳杯がみえる。この像の右上方に題銘があり、「許阿瞿」の三字がみえる。榻後には一人の侍者が扇を持って風を送る状にみえる。榻前には三人の子供が遊ぶ状にみえ、一人は鳥を手の甲にのせ、一人は鳩車をひっぱり、他の一人はそれを鞭で追ふが如き状をしている。これはこの画像の中心人物である「許阿瞿」という子供を中心に子供達が遊んでいる姿である。下半部は楽にのって舞い、軽業をする像である。画面の上部両わきには幃幕がみえ、左端の人は盤をかかえて調子をとる(搏拊か)、その前の人は飛丸と跳劍の軽業を行い、次の人は袖の長い衣を着て七盤舞をまい、次の人は琴を弾じ、次の人は簫を

吹いている。

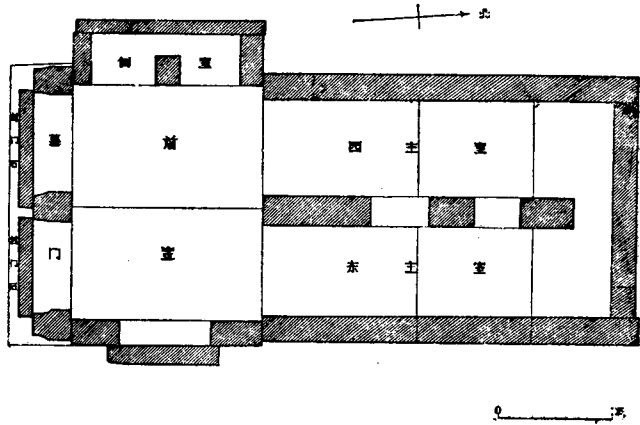
左端の墓誌状銘文は次のように刻されている(第3図)。

惟漢建寧、号政三年、三月戊午、甲寅中旬、痛哉可哀、許阿瞿□、年甫五歲、去離世榮、遂就長夜、不見日星、神靈独处、下婦竊一冥、永与家絶、豈復望顔、謁見先祖、念子營營、三增仗火、皆往□弔親、瞿不識之、啼泣東西、久乃随逐(逝?)、当时復遷、父之与母、感□□□、□王五月、不□晚甘、羸劣瘦□、投財連(聃)篇(翹)、冀子長哉□□□□□此、□□土塵、立起□埽、以快往人、

これによると、後漢の靈帝の時の建寧三(一七〇)年三月(墓誌は戊午になっているが、実は丁酉である)十八日の甲寅の日に、歳わずか五歳で死亡したいたけな子供の許阿瞿に対する追悼の言葉で、墓誌としての形式をすべてそなえてはいないが、子供のことを思ふ心情にあふれた墓銘である。画像に見える子供に「許阿瞿」なる銘題があるが、これはこの墓銘に見える五歳で死亡した許阿瞿そのものの姿である。墓室内における画像の位置からすれば、この画像石は墓の主人公を示すもつとも重要なもので、墓室内の奥壁にあるのが普通だと思ふ。ところが、この墓では他の画像石とともに天井石として使用されていて、本来の位置とは全くことなっている。画像石は南陽の後漢代のものであることはいうまでもない。前にあ



第3図 許阿瞿墓誌拓本
(『文物』1974年8期より)



第4図 山東蒼山元嘉元年画像石墓平面図
 (『考古』1975年2期より)

げた門扉、門柱らしきものを含めて、この墓に使用された画像石は、漢代の画像石墓のものを取って再利用したものとなる。

3 山東省蒼山県元嘉元年画像石墓(第4図)

一九七三年五月、山東省蒼山県西一・五軒にある城前村の北の台地上で一つの画像石墓が調査された。台地は約五米位の高さで面積が六六〇〇平方米あり、「晒米城」と通称されている。この台地上には周・漢時代の遺物が散布しているが、墓は台地南部の断崖にあらわれていた。墓頂は現地表面より一・二米の深さにあり、墓室のまわりには土がつきかためられている。墓道はすでになくなっているが、墓門はほぼ南(一八七度)にむいている。

墓室は六〇箇の石灰岩からなる立派な石槨墓室で、墓門、前室、前室の横につけられた側室と奥につくられた二つの棺室からなり、全体は長方形にちかい(全長五・四六米、幅二・九四米、高二・四八米)。墓門は中央にも門柱がたっていて二つに分れている。門扉は門外にたられた石板によって代られ、門柱の上には一本の楯石がのっている。前室は横長で天井は藻井形式で、もっとも上部の蓋頂には円形文が中央に刻まれている。前室の西側には側室がつくられ、入口中央に柱があり、中は凹形になり、上下二層になっている。東側壁の中央の石は外側からあてられていて、内側から見ると凹形になっている。前室の奥にある棺室は東西に併列してつくられる。隔壁の中部には二つの窓状の穴があり、もっとも奥のところには二室を通ずる過道がある。天井、床とも石でつくられている。

副葬品は盗掘にあっているもので、完全でなく、その位置も動いているものと考えられるが、陶磁器は側室にあった。そのうちわけは次のようである。青磁碗二、青磁盞一、陶碗一、陶盤一、陶桶二、石板一、銅鏡(位至三公鏡)一、銅銭九(五

鉄錢四、無文小錢五)、鉄棺釘三である。

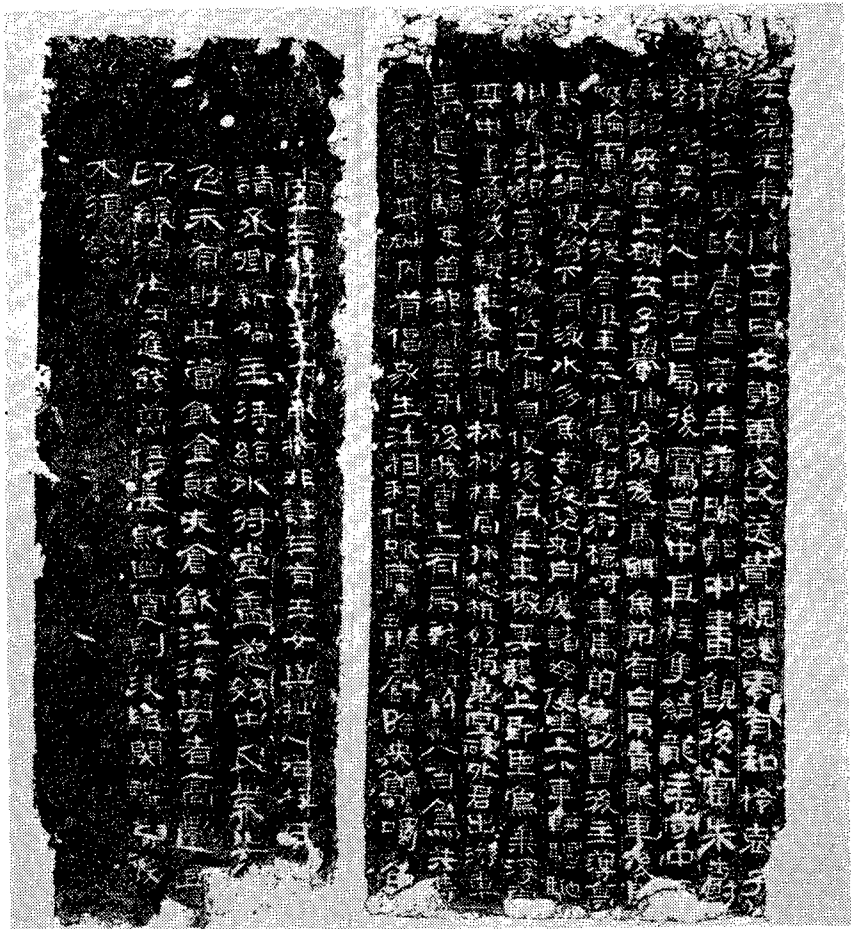
画像石と題記について次にみていこう。画像石は一〇石、一二幅ある。1、墓門の楣石正面には上段に二羽の兎、五匹の龍、一匹の虎があり、下段には車馬出行図がある画像がある。車馬は右にむかつて走っていく状をしていて、右端には盾を持って頭をたれて車馬を迎える状の一人が立つ。車馬の先頭には二匹の導吏の馬があり、次に輶車二両、斧車一両あり、ついで従騎吏の馬と輶車一両が続く。2、墓門柱の外からむかつて右柱は、上段に座上に端座した西王母がおり、手に羽状のものを持つ。座の下面側には猿と狐のような動物がみえる。下には二人の羽人が、西王母の坐す山にのぼろうとする姿がある。3、墓門中央柱には四匹の龍がからんで、天に乗るようにならなっている。下段には坐した侍女がみえる。5、門二段には拱手して立つ門吏が一人づつ刻され、腰には綬がさがっている状が見える。下段には坐した侍女がみえる。5、門楣石内側の画像は上下二段に分れ、上段には龍二、虎一、獸身鳥首の異獸一、魚をついばむ鶴二が左から右に刻される。下段には舞樂雜技の図が刻されている。左の三人は坐して簾、笙、埙を奏する。次の二人は長袖をまいて舞ふ女、次の二人は雜技のもので、一人は倒立して口で壺をくわえ、もう一人は飛丸の技をする。右には短桴を持つ者二人、鼓を前に置く者一人、手を胸前に組合せる者二人の女侍者の姿がある。6、中央門柱内側には、上にむいて進む虎一匹が大きく刻される。7、側室横額の中央には大きな橋があり、欄杆、両たもとの桓表がみられる。橋上には車馬行列の姿があり、左、橋を渡ったところには二騎があり、上部の一騎の騎者はふりかえって弩を射ようとしている。橋上をいまや渡りきろうとしている二騎がこれに続く。四騎に先導された三台の輶車が橋の中央から右の橋のたもとまで続く。橋の下の中には大きな舟があり、前後に舟をこぐ船頭が一人づつおり、舟の中央には二人の人物(報告では老婦人としている)が座している。舟の前方では、一人が長い柄のついた「たも綱」をひっぱり、後方では一人が「うけ」で、もう一人が素手で魚を捕ろうとしている。8、前室東壁横額、左半分には大きな斗栱をもつ門があり、この大門の横に小門が附けられている。大門の扉は半分だけ開かれ、中に扇を持つ人と、とげのある杖を持つ人がみえる。小さい門も半分が開かれ、そこから子供のような者がのぞいている。門扉には鋪首がみえる。大門の右には右の方から進んでくる先導騎一と輶車二を迎える人が盾を持って腰をかがめて立っている。輶車二台の前は馬が駕すが、後の車は羊が駕している。車馬列の上には鳥首のみえる雲がからんでいる。9、前室東壁の画像は外側からあてられ形の石で、両側の石の厚さだけ奥にひっこんでいる。画面は上下三段に分けられ、上段には龍

と鳳凰が相い対す図があり、中段には一老婦が机を前にして坐上に坐し、三人の待者がこの婦人の食事に酒饌を供し、婦人の後にいる男は環刀を持って立っている姿にえがかれ、下段には先導の騎馬とこれに続く輜車一両がみえる。後にも騎馬の顔だけがのぞいている。この画像石は報告者も指摘しているように、墓の主人に関連ある画像の中でもっとも重要な饗宴の場面をえがいているのである。ところが、この画像石はこの墓では、報告の図一をみるかぎりでは横たおしの形ではめこまれているようで、若しそれが真実であれば、この画像石は本来の位置にあったとはいえない。即ち、他の墓の画像石を再利用したということをもっとも良く示しているものである(第6図)。

10、前室北中央の柱、即ち、二主室の中央の柱には双龍が三ヶ所で結びあった図がある。これは門柱に見える画像と同じである。11、西主室天井の画像石は、虎と龍が相對してたたかう姿をした図である。12、主室奥壁の画像石は、すでに破壊されたところが多く全体の姿は不明であるが、上部左側には青龍、白虎、朱雀、玄武の四神図があり、朱雀は二羽、玄武はまだ蛇がからんでいない。右側には人獸が相斗う図があり、下部には壁文がみられる。

以上がこの墓の画像石の内容概略であるが、これ以外にこの墓で重要なのは、前室西壁、即ち側室上層の横額画像石を支える柱の二面に題記が一五行、三二八字にわたり刻されている。その概略は次のようなものである(第5図)。

一、「元嘉元年八月廿四日、立郭(柳)畢成、以送貴親、魂零(靈)有知、柎(伶)哀子孫、治生興政、寿皆万年」とあり、この墓がつくられた年月日がみられる。二、「薄(簿)疎(疏)郭(柳)中、書觀後当」とあって、この墓の画像石を見たことをのべ、以下にその内容を簡単にいう。三、「朱爵(雀)封游栗拙(仙)人、中行白虎後鳳皇(凰)」は、どの画像のことをのべたか明らかでないが、12の四神図かも知れない。四、「中直桂、隻結龍、主守中雷辟邪央(殃)」は、10の墓室中柱の双龍図である。五、「室上硤、五子擲(輿)、使女隨後駕鯉魚、前有白虎青龍車、後被輪雷公君、從車推車、乎榹冤厨(狐狸宛雛?)」はいま見られる画像にはない。六、「上衛橋、尉車馬、前者功曹後主簿(簿)、亭長、騎佐胡使(使)弩、下有流水多魚者、從兒刺舟渡(渡)諸母」は7の画像をのべるもので、先導の三騎はこの題記では功曹、主簿、亭長ということになる。左端上部でかぶりものが先導の騎者とことなる者が馬上からふりかえり車馬列に弩を射ようとするが、これは題記では胡ということになる。七、「使坐上、小車駢、驅馳相隨到都亭、游徹候見謝自使、後有羊車椽(像)其鬣、上即聖鳥乘浮雲」は8の画像についてのべ、これによると、門は都亭の役所のもので、その前で頭を下げ、車馬を迎えるのは



第5図 山東蒼山元嘉元年画象石墓題記拓本（『考古』1975年2期より）

游激ということになる。八、「其中畫、椽(像)家親、玉女執尊杯案梓(盤)、局沐櫛杭好弱完」は読みづらい文字が多いが、これは9の中段に見える饗宴図をのべたものであろうか。九、「堂硯外、君出游、車馬道(導)從騎吏留、都督在前後賊曹、上有虎龍街函來、百鳥共圍至錢財」は1の画像をのべたものである。一〇、「其硯内、有倡家、生(笙)汗(竿)相和化(偕)吹盧(蘆)、龍爵(雀)除央(殃)驕(鶴)鳴(啄)魚」は5の画像をのべたものである。一一、「堂三柱、中□□龍□非詳(祥)、左有玉女与拙(仙)人、右柱□□請丞卿、新婦主待(侍)給水将(漿)」は、2、3、4の墓門正面に見える柱三本の画家をのべたものである。一二、「堂蓋葱、好中瓜菜□□色、末有肝其当飲食、就夫(太)倉、飲江海、学者高遷宜印綬、治生日進錢万倍、長就幽寔(冥)則決絶、閉曠(曠)之後不復発」は死者、この墓の主人が冥府において十分に食に就き、出世して印綬をおびるような身分になることを禱り、またこの墓が二度と開かれないことをのべたものである。以上が、この墓の概要であるが、次にこの墓の年代をいかに考えるかの問題がある。報告者は五点からこの問題について論じ、先づ第一に墓の平面が、後漢時代末期の遼陽の壁画墓(三道壕窟業二廠第二号墓)と似ていること、また遼陽上王村の西晋壁画墓のつくり方とよく似ていることから、この形式の墓が後漢時代以後、西晋、南北朝初期に流行したものである。第二に出土遺物の陶磁器の形式について論じ、青磁碗、陶盤は南京附近の東晋墓から出土するものと近く、とくに方形の陶槨は西晋の周処墓^⑮などから出土するごとく、晋代以後のものとし、また位至三公鏡も魏晋時代のものだとして、副葬遺物の面でこの墓を西晋以後の東晋、南朝にあたるものとする。第三に題記中に見える「都督」の官名は魏晋以後のものだとする。また字の隸書体は洛陽出土の元康九(二九九)年の銘がある徐義墓誌のものに近いとし、晋以後の字体とする。第四に画像石の彫刻技法、題材は後漢時代のものに類似しているが、そこに進歩がありとみる。画題でもとくに羊車が『晋書』輿服志、『宋書』礼志にみえるところから、東晋以後に生れた車で、中・下流官僚が乗るものだとする。第五に地理上からみて蒼山県は山東南部にあり、『宋書』州郡志の記事から、宋武帝の永初元(四二〇)年から明帝の泰始元(四六五)年までは宋の版図内にあったことなどから、題記に見える元嘉元年を宋の文帝劉義の時の年号で西曆四二四年にあたり、この墓の建造、画像石の製造もこの時になるとする。

この報告者の見解について私はすでに簡単にその非をのべたが、更に最近、方鵬鈞・張勛燦の両氏が連名の論文で詳細に反論を試みている。両氏の見解は題記が何時の作であるかを先づのべている。それは題記中の韵文からの分析で、一の序言

は四字句、他は三字句と七字句の混合で、四字句では一句とびに韻をふみ、七字句では毎句が韻をふみ、三字句が二つ続く時は必ず第二句の末字が韻をふんでいるところから、音韻の面からこの文の成立時期を推測している。調査したのは麻韻字、豪韻字、庚韻字、真部・文部・元部の境界の問題で、ここではその結論だけをあげると、すべて両漢時代の押韻の特色を持っており、特に、麻韻がまだ魚韻と分れていない点、豪韻がまだ龍韻と分れていない点、庚韻がまだ陽韻と分れていない点は明きらかに漢代でも後漢末までも降らない特色で、決して西晋以後のものとは考えられないとする。第二に字体・文句についても特色ある一〇のそれについて分析して、それらを西暦一〇〇年代のものであるとする。第三に、報告者が漢代の文物伝統が継承されている点を軽視していることを批判し、題記のスタイルもすでに建寧三（一七〇）年の許阿瞿墓誌にその特色を見出し得ることを指摘している。画像石製作を魏晋以後のものとしている点についても、画像石は後漢時代の厚葬のなかでの産物で、魏晋時代以後の薄葬令下のものでないとする。画題中に見える羊車についても、すでに『釈名』積車にみえることから漢代にあつたとする。

題記中に見える官名で都督が、魏晋時代以後にあらわれてくるものだと報告者がのべているのについては、次の如く反論している。即ち、漢代の文献の中に都督なる官名は見えないが、後漢の建和二（一四八）年に比定される陝西省褒城石門摩崖石刻の漢司隸校尉楊孟文石門銘中に「都督椽」なる官名がみえることをあげ、漢代の郡守の属官で随時に設けられたもので、多見されないが都督という官名が後漢時代にあつたとする。

以上の点からこの画像石と題記を後漢時代のものとして、副葬品との関係の一つは、位至三公鏡、青磁器、陶甬がすでに後漢時代末にもみられるので同時代のものであるとする。他の考え方は、画像石、題記は後漢時代のもので、副葬品は魏晋時代において主に使用されたものであるところから、魏晋時代の人が後漢時代の墓を利用してもう一度、埋葬をしたか、あるいは後漢時代の墓を一度こわし、その石を利用して新しく墓をつくって葬ったものかもしれないとした。とくに題記に見える画題を刻した画像石が二・三見えないことから、後者の考え方をとりたいと著者の兩人はのべている。

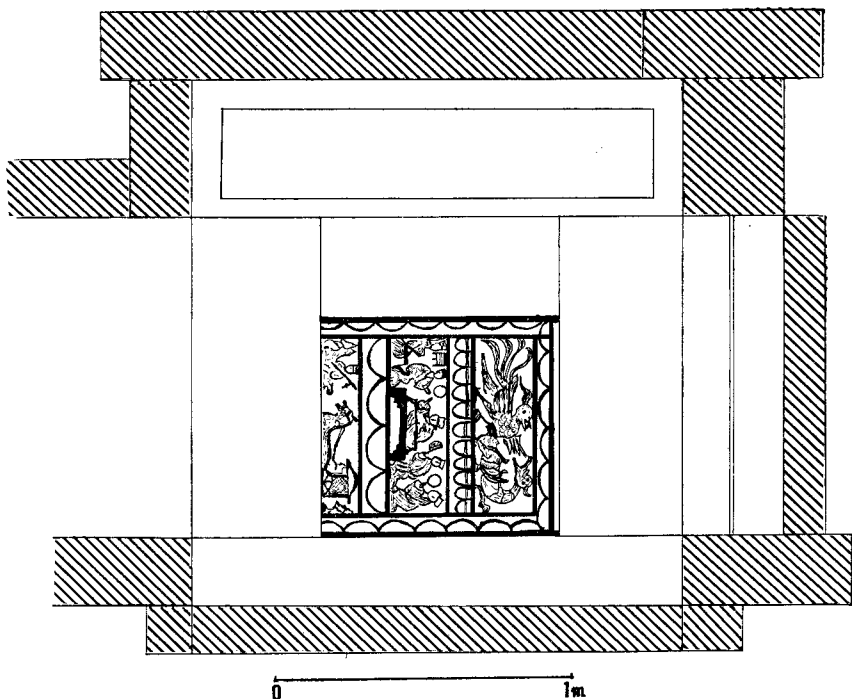
後漢時代の画像石墓の石材である画像石を、もう一度墓室石材として利用して墓室を築造したと思われる明確な例は以上の三例だけである。しかし、これ以外にもまだこのような例はあるのではないかと思う。次の章でこれらの墓について私が考えていることを簡単にのべてみたい。

紹介した三例はいままでに漢代画像石墓が数多く発見されている地方にあるもので、このことは墓室を築造するのに石材を利用する方法が漢代以来も慣習として行われていることを示している。1・2の発見された河南省南陽には、墓室をすべて石材で築造し、画像石でかざる形式が後漢時代初期にみられ、石門だけに画像石を利用し、他は埴で築造するものは少し時代がおくれた二世紀前半頃のものである^⑧。

これらの墓において使用されている画像石の位置は、本来の目的に合致するように、門には門守像があり、門扉には鋪首と門守のかわりをする動物などの像がみえ、門楣には瑞獸などをえがく。前室壁、奥壁には墓によって異なるが、主に宴楽図など、墓主人の生前の生活を示す場面をえがいたものがある。ところが、資料1はすでに指摘したごとく、本来のあるべき位置にある門柱上の門守図、門楣石の四神図など、石門扉の動物と鋪首の画などは良いが、天井石は本来の天井の画像と思われる日月星宿の図もあるが、それも整然とおかれたものでなく、さらに宴楽図、四神図、門守図にいたっては、全く本来の位置とは異なったもので、これから考えていくと、この墓は門はもとの墓のものをそのまま利用したが、天井石についてはいろいろなところにあつた画像石を無造作にならべて再利用をしたものであろう。

2、は天井石に画像石を使用しているが、これは鋪首がみえる門扉の石と、門守のみえる門柱石と、そうして墓主人の生前の生活をあらわしている、墓の画像石の中でもっとも重要ないわゆる宴楽図のみえる石で、前述した如くこれらはもとの位置にあつたものでなく、この墓室をつくる時に、前代の墓をこわしてその石を石材として利用したものである。

3、は墓の構造からみて1、2の如く全く新しい墓室をつくるために前代の墓室をこわして、その石を利用したという明らかな証拠がない位にとのつている。画像石もほほあるべきところにおかれている。即ち、墓門に見える門守図、瑞象図、車馬出行図などがあり、前室の画像にも車馬出行図、四神図などがあり、これからはこの墓で前代の石材を利用してつくられたとは考えられないが、前室東壁のこの墓の画像石の中でもっとも重要な墓主人の饗宴の場面をえがいた石が、横にたおれているのである(第6図)。この事はこの墓にとって重要なことで、私は他の画像石がそのところを得ているのにくらべて、もっとも重要な画像石が横になっているということは、この墓を構築した人が、この画像石の意義をすでに忘れてい



第6図 山東蒼山元嘉元年画像石墓前室東壁図（報告より筆者作図）

たことを示しているのであって、このことから、この墓は前代の墓をこわしたか、あるいは一部はそのまま使用しながら、もう一度つくりなほして、新しい墓主人の安住の地にしたと考えられる。このことは前述の方・張両氏の見解と相まって画像石再利用の後代の墓とすることが不自然でないと思う。

以上の様に、画像石を再利用して後代の墓がつくられることは、画像石の位置、置き方によってうかがえるが、画像のない石を再利用してつくられた墓については、そのことはなかなかわからない。しかし、その様なことが、このような石材をつかって墓室をつくる地方に数多くあったと思う。すでに長廣敏雄氏^②によつてのべられた如く、漢代の画像石墓がつくられてからわずか百年もたつたかたないかの晋時代に、すでに破壊されて、そうして画像石の持っている意義が忘れられていることは、単に長廣氏の指摘のような、美術的意欲の変化、画像石墓を建造するための経済的裏付けが後漢ほど確保されなかつたということだけでなく、やはり後漢時代から晋・南北朝時代にかけての人々の墓葬儀礼に対する考え方に大きな変化があったからだと考えられる。墓葬そのものについては魏の文帝の薄葬思想にみられ

るようなものがあるが、やはり根本的には、家族生活を中心とした郷村社会が後漢時代末期の混乱の中で解体し、それにもなつて、その社会を支えていた郷村の道德的秩序、即ち儒教の礼教主義にも変化があらわれ、もはや儒教的礼教主義にとられない新しい傾向が生れて来たことが、もつとも大きな原因であらうと思う。いうまでもなくこの新しい傾向のベースとなつたのは老荘思想である。

画像石を再利用した六朝墓の例をあげて、墓葬儀礼の変化を指摘したが、その他多くの面から今後は漢とそれ以後の墓葬についてのvariety方も考えていきたい。

註

- ① 南京博物院・南京市文物保管委員会「南京西善橋南朝墓及其磚刻壁画」『文物』一九六〇年八・九期合刊
- ② 南京博物院「江蘇丹陽胡橋・建山兩座南朝墓」『文物』一九八〇年二期
- ③ 杉本憲司「漢代の墓室裝飾についての一試論」『檀原考古学研究所論集 創立三十五周年記念』吉川弘文館刊 昭和五〇年
- ④ 杉本憲司「三世紀の東アジアと太平洋地域—中国—」『三世紀の考古学』上巻 学生社刊 昭和五五年
- ⑤ 河南省文化局文物工作队・南陽市文物管理委員会「河南南陽東関晋墓」『考古』一九六三年一期
- ⑥ 汪慶正「十五年以來古代貨幣資料的發現和研究中的若干問題」『文物』一九六五年一期
- ⑦ 長廣敏雄「南陽の画像石」美術出版社刊 昭和四四年
- ⑧ 南陽市博物館「南陽發現東漢許阿瞿墓志画像石」『文物』一九七四年八期
- ⑨ 報告中の図より復原した。
- ⑩ 河南省文化局文物工作队第二隊「洛陽晋墓的發掘」『考古学報』一九五七年一期
- ⑪ 山東省博物館・蒼山県文化館「山東蒼山元嘉元年画像石墓」『考古』一九七五年二期
- ⑫ 以下の題記は報告と註⑩の論文とを総合して、拓本にもとづいて釈した。
- ⑬ 東北博物館「遼陽三道壕兩座壁画墓的清理工作簡報」『文物參考資料』一九五五年二期
- ⑭ 李慶堃「遼陽上王家村晋代壁画墓清理簡報」『文物』一九五九年七期
- ⑮ 南京博物院（羅宗真）「江蘇宜興晋墓發掘報告—兼論出土的青瓷器」『考古学報』一九五七年四期

註⑩

①7 註④

①8 方鵬鈞・張勛燦「山東蒼山元嘉元年画像石題記の時代和有關問題的討論」『考古』一九八〇年三期

①9 これらの音韻は『広韻』の韻目である。

②0 羊車についてはすでに漢代にあるらしいことは、林巴奈夫編『漢代の文物』京都大学人文科学研究所刊昭和五十一年にもみられるが、『太平御覽』卷七七五「車部四」に引用された『釈名』では「羊車、以羊所駕名車也」とあって、明らかに羊が駕した車が後漢時代にあつたことを示唆している。

②1 陝西省考古研究所「褒斜道石門附近棧道遺跡及題刻的調査」『文物』一九六四年一期

②2 河南省文物工作队「南陽楊官寺漢代画像石墓発掘報告」『考古学報』一九六三年一期

②3 河南省文物工作队「南陽漢代石刻墓」『文物参考資料』一九五八年一〇期

②4 註⑦